

消防車両の売却に係る入札説明書

岩手県 軽米町

公用車売却に係る入札までの流れ

入札の公告（庁舎掲示板、ホームページ、7月第2回目のお知らせ版に掲載）

令和8年7月23日（木）



売払い車両の仕様・契約条項及び入札説明書（申込書）の交付期間

期 間 令和8年7月23日（木）～8月12日（水）※土日祝祭日除く

時 間 午前9時から午後5時まで

場 所 軽米町役場総務課（ホームページからも取得できます。）



申込書の提出期限

提出期限 令和8年8月12日（水）午後5時必着 ※当日消印有効

提出場所 軽米町役場総務課 ※必要書類1部を持参又は配達記録郵便で郵送



入札参加資格審査及び審査結果の通知

入札参加資格の審査を行い、その結果を申込者に通知します。

書類等の不備により入札参加資格が無い旨の通知があった方は、入札に参加できません。



入札の実施（入札後、ただちに開札します。）

日 時 令和8年8月19日（水）午後1時30分

場 所 軽米町役場2階会議室 ※郵送での入札はできません。



契約及び代金の納入

契 約 落札者は落札日から3日以内に町発行契約書に記名押印し提出

代 金 8月31日（月）までに指定金融機関等にて全額納入



車両の引渡し

代金の納入が確認された後、引渡しします。

入札説明書

１． 入札物品

※注）最低売却価格には、リサイクル預託金を含む。

物 品 名	初年度登録	走行 [※] 数	最低売却価格 (税抜き)
第3分団第2部 消防車両	平成6年8月	14,088km	240,000円
第3分団第3部 消防車両	平成8年3月	10,464km	350,000円
第6分団第3部 消防車両	平成5年8月	20,271km	300,000円

２． 入札方法

- (1) 条件付一般競争入札により、軽米町が定める最低売却価格(予定価格)以上の金額で、最高の価格をもって入札した方と売買契約を締結します。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格としますので、入札に参加する方は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

３． 入札参加資格

次に掲げる者は入札に参加することはできない。

- (1) 岩手県内に住所又は正社員を置く営業所を有しない者
- (2) 市町村税の滞納がある者（住民登録地又は本店所在地の市町村税の滞納がある者）
- (3) 当該入札に係る物品に関する事務に従事する職員
- (4) 心身の故障により官民競争入札対象公共サービスを適正かつ確実に実施することができない者として総務省令で定める者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申し立てがされていること(但し、再生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く)
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者またはこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるような関係を有する者
- (7) 契約物品引渡し後30日以内に名義変更又は一時抹消の登録をした証拠書類を提出できない者
- (8) 契約物品引渡し後30日以内に車体両側板に表示されている消防団名（標識灯撤去を含む。）を剥離した証拠書類(写真)を提出できない者

４． 申込みの手続き

- (1) 用紙の交付期間 令和8年7月23日(木)から令和8年8月12日(水)まで
- (2) 交 付 場 所 軽米町役場総務課（ホームページからも取得できます。）
(※ホームページでは用紙の交付のみで、入札行為はできません。）
(※総務課で交付を受ける場合、土日祝祭日を除く午前9時から午後5時までの間にお越

して下さい。)

(3) 申込み(提出)に必要な書類(提出部数は各1部)

個 人	法 人
1.入札参加申込書(様式1) 2.運転免許証の写し又は住民票抄本の原本いずれか1通 3.納税証明書:所在市町村税(市町村民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税)に関する納税証明書(令和7年度分)原本1通 ※非課税の場合はその証明書 4.誓約書1通(様式2)	1.入札参加申込書(様式1) 2.法人市町村税に関する納税証明書(令和7年度分) ※非課税の場合はその証明書原本1通 3.法人登記履歴事項全部証明書1通 ※申込前3ヵ月以内の証明書で写し可 4.誓約書1通(様式2)

(4) 提出期限 令和8年8月12日(水) 午後5時必着

(5) 提出場所 〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85
軽米町役場(総務課)

(6) 提出方法 4. 申込みの手続き(3)に定める書類の全部を持参もしくは郵送して下さい。
(当日消印有効)

5. 入札物品の公開

7月23日(木)~8月12日(水)の間、公開しますが、事前に総務課まで連絡いただき、日程調整のうえご来庁下さい。(公開時間:午前9時から午後4時まで)

6. 申込者の入札参加資格審査等

- (1) 入札参加申込者は、前記4に掲げる申請書類を期日までに提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- (2) 審査結果は、入札前に「条件付一般競争入札審査結果通知書」により申請者に通知する。
- (3) 資格審査の結果、「資格が無い」と認められた者は、当該入札に参加できない。

7. 入札の日時及び場所

- (1) 提出期限 令和8年8月19日(水) 午後1時30分
- (2) 場 所 軽米町役場2階会議室
- (3) 受 付

※ 入札開始時刻10分前までに受付を済ませること。

※ 入札開始時刻に遅れた場合は、辞退と見なし会場には入室できません。

※ 入札当日は、内容説明は行いませんので不明な点はあらかじめ問い合わせしておくこと。

※ 郵送での入札はできません。

8. 入札に必要な書類

- (1) 入札書(様式3)
- (2) 委任状(様式4)

※申込人以外の者が代理人として入札に参加する場合、入札前に入札執行者に提出します。

- (3) 身分証等の提示(運転免許証、健康保険被保険者証、社員証等本人確認ができるもの)

※入札受付職員に提示し本人(代理人)確認を受けます。

9. 入札参加上の注意

- 1 入札参加者は、入札公告、入札説明書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場

合において入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、定められた入札の日時に遅れないように指定の場所に集合すること。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。（委任状は、入札執行前に提出し、確認を受けること。）
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札保証金は免除する。

10. 入札書作成上の注意

- 1 入札者の氏名は、個人または会社名、代表者氏名等を正確に記入すること。
- 2 委任状による代理人の入札の場合は、個人または会社名及び代表者名を記入した下に、代理人の氏名を記入し、代理人の使用印鑑を押すこと。
- 3 記載事項の訂正は、金額については認めないが、その他については、入札者の印（代理人入札の場合は、代理人の使用印）で訂正することができる。
- 4 入札金額は、アラビア数字（1、2、3、……）を使用し、明確に記入し、入札金額の頭に¥マーク若しくは押印すること。

11. 入札の辞退

- 1 入札に参加した者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することは出来ない。
- 2 入札に参加した者が入札を辞退するときは、その旨を、次の各号の一に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、その旨を記載した書面を町長に届け出て行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、その旨を明記した入札書又は書面を入札執行者に直接提出して行う。

12. 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13. 入札の取りやめ等

- 1 入札参加者が連合し、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 2 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがある。

14. 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合と認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした入札
- (10) 共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印のしていない入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

15. 落札者の決定

入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、最低売却価格（予定価格）以上の金額で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

16. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

17. 同価格の入札者が2名以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

18. 入札及び契約保証金

保証金の全部を免除する。

19. 契約の締結

- 1 落札者は、落札日から起算して3日以内に（公休日は算入しない。）に契約担当者から交付された契約書案に記名押印し、提出しなければならない。
- 2 契約書に貼付する収入印紙代は、落札者の負担とします。
- 3 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 売却代金の納入は、契約締結の日から5日以内に町指定の金融機関又は口座振込で全額納入すること。

20. 異議の申立

入札した者は、入札後、この説明書等についての不明を理由とし異議を申し立てることはできない。

21. 物品の引渡し

- (1) 物品の引渡しは、売却代金の納入が確認された後に引き渡します。

- (2) 引渡し方法は現状渡しとし、軽米町は引渡し後に発見された瑕疵担保責任を負いません。
- (3) 物品引渡し後 3 週間以内に名義変更又は一時抹消登録の手続きを行い、完了後、当該完了を証する書類を提出して下さい。
- (4) 名義変更又は一時抹消手続き、車両の運搬、再登録、その他物件の引渡し等に係る一切の費用は落札者の負担とします。
- (5) 陸送が必要な場合は、落札の責任において手配して下さい。

22. お問い合わせ先

軽米町役場総務課

住 所：〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米10-85

連絡先：TEL 0195-46-2111 FAX 0195-46-2335

e-mail：soumu@town.karumai.iwate.jp

仕 様 書

物 品 名	第3分団第2部 消防車両		
1. 自動車基本情報			
自動車登録番号	岩手 8 8 す 5 7 6 0		
登録年月日/ 初度登録年月	平成 6 年 8 月 4 日／平成 6 年 8 月		
自動車の種別/用途	普通／特種		
自家用・事業用の別	自家用		
車体の形状／色	消防車／赤		
車名/車台番号	いすゞ／NHS 6 9 E－7 4 0 1 7 4 3		
型式/原動機の型式	U－NHS 6 9 E A改／4 J G 2		
乗車定員	6 人		
車両重量/ 車両総重量	2， 9 3 0 kg／ 3， 2 6 0 kg		
車体の大きさ	長さ 5 0 6 cm、幅 1 6 9 cm、高さ 2 4 8 cm		
総排気量	3． 0 5 L		
車検証有効期限	令和8年8月24日		
ミッション/ ハンドル	5 速マニュアル／右ハンドル		
燃 料 の 種 類	軽油	リ サ イ ク ル 料	納付済(5,020円)
2. 装備情報			
エ ア コ ン	－	バ ッ ク カ メ ラ	－
パ ワ ス テ	○	電 動 ス ラ イ ド ド ア	－
スタットレスタイヤ	○	純正アルミホイール	－
エ ア バ ッ ク	－	横 滑 り 防 止 装 置	－
キーレスエントリー	－	トラクションコントロール	－
F M ／ A M ラ ジ オ	－	寒 冷 地 仕 様	－
C D	－	禁 煙 車	－
E T C	－	取 扱 説 明 書	○
D V D ビ デ オ	－	新 車 時 保 証 書	－
テ レ ビ	－	整 備 記 録 簿	○
カーナビゲーション	－		
そ の 他	※車体の左右に軽米町消防団第三分団第二部シールを貼付しているため、当該文字（標識灯を含む。）を物品引渡し後30日以内に完全剥離のうえ証拠書類（写真）を提出しなければならない。 ○走行距離 令和8年7月1日現在(14,088km)		

仕 様 書

物 品 名	第3分団第3部 消防車両		
1. 自動車基本情報			
自動車登録番号	岩手 8 8 す 7 4 4 0		
登録年月日/ 初度登録年月	平成 8 年 3 月 2 7 日／平成 8 年 3 月		
自動車の種別/用途	普通／特種		
自家用・事業用の別	自家用		
車体の形状／色	消防車／赤		
車名/車台番号	いすゞ／NHS 6 9 E－7 4 0 5 1 1 5		
型式/原動機の型式	KC－NHS 6 9 E A／4 J G 2		
乗車定員	6 人		
車両重量/ 車両総重量	2， 9 1 0 kg／3， 2 4 0 kg		
車体の大きさ	長さ 4 9 4 cm、幅 1 6 9 cm、高さ 2 4 8 cm		
総排気量	3． 0 5 L		
車検証有効期限	令和10年3月29日		
ミッション/ ハンドル	5 速マニュアル／右ハンドル		
燃 料 の 種 類	軽油	リ サ イ ク ル 料	納付済(7,020円)
2. 装備情報			
エ ア コ ン	○	バ ッ ク カ メ ラ	－
パ ワ ス テ	○	電 動 ス ラ イ ド ド ア	－
スタットレスタイヤ	○	純正アルミホイール	－
エ ア バ ッ ク	－	横 滑 り 防 止 装 置	－
キーレスエントリー	－	トラクションコントロール	－
F M ／ A M ラ ジ オ	－	寒 冷 地 仕 様	－
C D	－	禁 煙 車	－
E T C	－	取 扱 説 明 書	○
D V D ビ デ オ	－	新 車 時 保 証 書	－
テ レ ビ	－	整 備 記 録 簿	○
カーナビゲーション	－		
そ の 他	※車体の左右に軽米町消防団第三分団第三部シールを貼付しているため、当該文字 (標識灯を含む。)を物品引渡し後30日以内に完全剥離のうえ証拠書類(写真)を提出 しなければならない。 ○走行距離 令和8年7月1日現在(10,464km)		

仕 様 書

物 品 名	第6分団第3部 消防車両		
1. 自動車基本情報			
自動車登録番号	岩手 8 8 す 5 1 6 4		
登録年月日/ 初度登録年月	平成 5 年 1 2 月 2 4 日／平成 5 年 1 2 月		
自動車の種別/用途	普通／特種		
自家用・事業用の別	自家用		
車体の形状／色	消防車／赤		
車名/車台番号	いすゞ／NHS 6 9 E－7 4 0 0 4 9 9		
型式/原動機の型式	U－NHS 6 9 E A改／4 J G 2		
乗車定員	6 人		
車両重量/ 車両総重量	2， 9 6 0 kg／ 3， 2 9 0 kg		
車体の大きさ	長さ 5 0 3 cm、幅 1 7 1 cm、高さ 2 4 5 cm		
総排気量	3． 0 5 L		
車検証有効期限	令和10年1月6日		
ミッション/ ハンドル	5 速マニュアル／右ハンドル		
燃 料 の 種 類	軽油	リ サ イ ク ル 料	納付済(7,020円)
2. 装備情報			
エ ア コ ン	○	バ ッ ク カ メ ラ	－
パ ワ ス テ	○	電 動 ス ラ イ ド ド ア	－
スタットレスタイヤ	○	純正アルミホイール	－
エ ア バ ッ ク	－	横 滑 り 防 止 装 置	－
キーレスエントリー	－	トラクションコントロール	－
F M ／ A M ラ ジ オ	－	寒 冷 地 仕 様	－
C D	－	禁 煙 車	－
E T C	－	取 扱 説 明 書	○
D V D ビ デ オ	－	新 車 時 保 証 書	－
テ レ ビ	－	整 備 記 録 簿	○
カーナビゲーション	－		
そ の 他	※車体の左右に軽米町消防団第六分団第三部シールを貼付しているため、当該文字 (標識灯を含む。)を物品引渡し後30日以内に完全剥離のうえ証拠書類(写真)を提出 しなければならない。 ○走行距離 令和8年7月1日現在(20,271km)		

物 品 売 買 契 約 書 (案)

軽米町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、乙が甲より買受ける物品について、次により契約を締結する。

第 1 物品名、規格及び数量

物 品 名	初年度登録	品 質 ・ 規 格	数 量
第 3 分団第 2 部 消防車両	平成 6 年 8 月	別紙仕様書のとおり	1 台
第 3 分団第 3 部 消防車両	平成 8 年 3 月	別紙仕様書のとおり	1 台
第 6 分団第 3 部 消防車両	平成 5 年 8 月	別紙仕様書のとおり	1 台

第 2 契 約 金 額 金 円
(取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金 円)

第 3 契約保証金 免 除

第 4 引 渡 場 所 甲が別途指定する場所

第 5 引 渡 期 限 乙の契約金納入確認後、甲乙協議して決めた日

第 6 納入期限の延長

甲は、天災その他やむを得ない事由により引渡期限内に引渡しすることができないときは、乙に対し引渡期限の延長を申出をすることができるものとし、その申出は引渡期限内にしなければならない。

第 7 権利義務の譲渡等

- (1) 乙は、本契約が完了するまでの間において、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。
- (2) 乙は、本契約が完了するまでの間において、物品を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

第 8 契約代金の納付

乙は、契約代金を甲の発行する納入通知書又は口座振込により、指定された納付期日までに甲に納付しなければならない。

第 9 違約金及び遅延利息

- (1) 乙の責に帰すべき理由により、納付期日までに契約代金を納付しないときは、納付期限の翌日から納付した日まで、契約代金に対し年 2.5 パーセントの割合で計算した額（ただし、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき

定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率の割合で計算した額)の遅延利息を違約金として甲に支払うものとし、その額が百円未満であるときは支払を要せず、又、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (2) 甲の責に帰すべき事由により、支払期限内に契約金額を支払うことができない場合は、引渡期日到来の日の翌日から引渡しをする日までの日数に応じ、当該契約代金に対し年2.5%の割合で計算して得た額(ただし、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率の割合で計算した額)の遅延利息を乙に支払うものとし、その額が百円未満であるときは支払を要せず、又、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第10 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、期日を過ぎても納入しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、納入期間内に納品が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)
又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金などを供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められたとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当すること

を知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 甲は、納品が完了するまでの間は、第10条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

5 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第11 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第12 所有権の移転

物品の所有権は、乙が契約代金を完納したときに乙に移転する。納付に遅延があるときは、当該利息を納付したときに移転する。

第13 物品の引渡し時期

(1) 物品の所有権が乙に移転した日以降の甲乙両者が協議し定めた日に、甲乙立会いの上、当該物品を甲の保管する場所から乙に引渡すものとし、乙は速やかに引取る義務を負うものとする。

(2) 乙は、前項の引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出するものとする。

(3) 乙は、契約物品引渡後30日以内に所有者名義変更又は一時抹消手続きを行い、手続き完了後に自動車車検証の写し等証明する書類を甲に提出しなければならない。

(4) 乙は、契約物品引渡後30日以内に車体両側板に表示されている町名を剥離し、標識灯を撤去し当該証拠書類(写真等)を甲に提出しなければならない。

第14 かし担保

乙は、契約締結後、物品に隠れたかしがあることを発見しても、契約代金の減額若しくは損害賠償請求又は契約の解除をすることはできない。

第15 乙の解除権

(1) 乙は、甲が契約に違反し、それにより契約の履行が不可能となったときは契約を解除することができる。

(2) 前項の規定により契約を解除した場合において、損害が生じたときは、その損害の賠償を甲に請求することができるものとする。

第16 損害賠償

甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないために損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

第17 不可抗力による損害

- (1) 甲及び乙は、物品の引渡し前に、天災等で甲乙双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により当該物品が滅失又は毀損したときは、この契約を解除できる。
- (2) 前項の規定により契約を解除した場合において、甲及び乙は損害があっても相手方に損害の賠償を請求しないものとする。

第18 解除による効果

- (1) 本契約が解除された場合には、本契約書に規定する甲及び乙の権利義務は消滅する。
- (2) 乙は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に物品の引取りを完了した部分がある場合には、当該引取り部分に相当する契約金額（以下「既引取部分代金」という。）を甲に支払わなければならない。
- (3) 前項に規定する既引取部分代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合は、甲が定め乙に通知する。

第19 解除に伴う返還金等

甲は、前第10の規定により契約を解除したときは、次に定める措置をとるものとする。

- (1) 乙が支払った契約代金を返還する。ただし、乙が支払った契約代金に第18の(2)定める既引取部分代金がある場合、契約代金から当該既引取部分代金を減じた金額を返還する。また、当該返還金には利息を付さない。
- (2) 乙が負担した契約に要した費用は賠償しない。
- (3) 乙が当該物品に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は補填しない。
- (4) 契約の解除に伴う乙が支払った契約代金の返還と契約物品の返還は同時履行の関係であることとして、甲乙双方協議し返還の日を定め信義を持って履行する。

第21 秘密の保持

甲及び乙は、契約の履行を通じて知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約の履行にあたる乙に使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責任を免れない。

第22 その他

この契約に定めない事項について、軽米町財務規則によるもののほか、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定める。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 軽 米 町
軽米町長 山 本 賢 一

乙